

まちづくりアドバイザーを募集します

～地域のまちづくり活動をコーディネート～

京都市では、区役所・支所が市民の皆様に身近なところで地域行政を推進する総合行政機関としての役割を果たし、地域での出会い、交わり合いを促進する結節点としての機能をより一層発揮することを目指しています。

また、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、市役所に設置した地域コミュニティサポートセンターをはじめ区役所・支所においても、自治会・町内会、事業者等と連携の下、地域活動を支援し、持続可能な地域コミュニティの活性化に総合的に取り組んでいます。

この度、こうした取組の一環としてまちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所等と連携して直接現地に出向き、多様な主体の出会い、交わり合いを促進することや、まちづくり活動や地域コミュニティ活性化の支援、区役所・支所等のまちづくり事業に関わる「まちづくりアドバイザー」を公募します。

募集期間 令和6年12月6日（金）～令和6年12月27日（金）

任用予定者数 14名程度

任用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

応募方法等 「応募要領」を御覧ください。

問合せ・申込先（郵送宛先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

電 話 075-222-3049

FAX 075-222-3042

ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-6-2-0-0.html>

※本募集案内、応募用紙等のデータについては以下のホームページに掲載

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000333352.html>



応募要領

1 まちづくりアドバイザーの業務

まちづくりに関する専門的知識及び経験をいかし、区役所・支所等とともに以下の業務を行います。

地域における自主的なまちづくり活動及び地域コミュニティ活性化の支援

地域に入り込んで、様々なまちづくり活動等の掘り起こし、関係構築、相談対応等を行うとともに、必要に応じて活動のプロセス全般への支援などを行う。また、地域コミュニティサポートセンターや各区・支所等において、地域団体からの相談（持続可能な運営や加入促進、他団体との連携等）への助言や支援を行う。

地域資源を活用した多様な主体の結びつき・交ざり合いの促進

まちの魅力の向上や地域課題の解決、全ての人々が支え合い生き生きと活躍できるまちづくりに向けて、様々な活動主体（地域住民、NPO、区社協、福祉関係団体、地域企業など）の結びつき、交ざり合いを促進する。

その他、区長・担当区長等が必要と認めること

各区役所・支所等で実施する事業等において、地域特性を踏まえた企画立案及び運営、助言などを行う。

2 応募資格

次の（１）～（３）のすべてに該当する方が応募できます。（国籍は問いません。）

（１）まちづくり活動及び支援活動に関する専門的知識と実務経験を有する者

（２）次のいずれかに該当する方

ア 学校教育法に定める大学院において博士前期（修士）課程を修了している。（若しくは任用予定日に同見込みである。）

イ 学校教育法に定める大学（４年制）を卒業し、まちづくり活動に関する業務に２年以上従事した経験を有する。

ウ 相当に高度なまちづくり活動に関する業務に６年以上従事した経験を有する。

（３）次の条件に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 求める人物像

- （１）自ら現場に出ていき、課題を発見し、解決に向けて主体的に取り組める人
- （２）コミュニケーションを大切にし、地域や多様な主体と良好な関係を構築できる人
- （３）地域住民や多様な主体を巻き込みながら、地域の未来像を描くことができる人
- （４）専門知識・実務経験を柔軟に活かしながら、まちづくりに取り組める人
- （５）任務や役割に対して、責任感をもって真摯に向き合える人

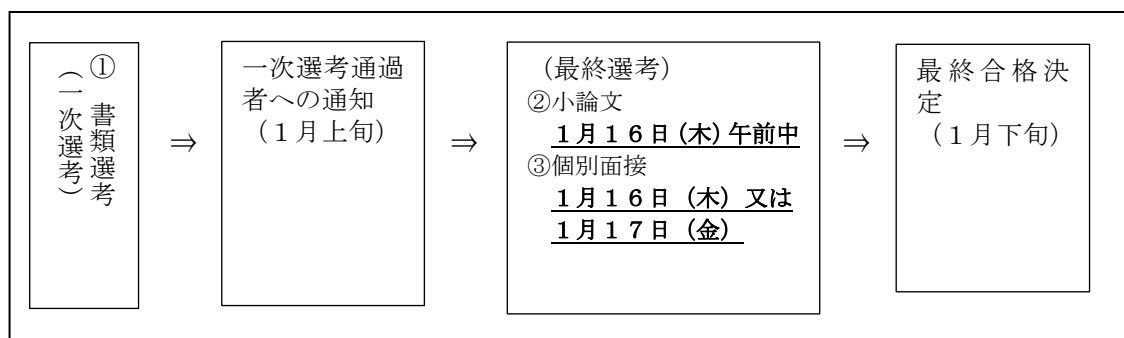
4 応募方法等

応募方法	以下のア～ウのすべてを同封し、封筒の表面に「応募書類在中」と朱記のうえ、持参又は簡易書留にて郵送してください。 ア 応募用紙 市役所、区役所・支所、ホームページ等で配布する応募用紙に必要事項を記入し、写真（正面向き、上半身の最近3箇月以内に撮影したもの）を貼付してください。 イ 最終学歴の修了証明書の写し又は修了見込み証明書 ウ まちづくりに関する業務に従事した経験を有することを証する書類（職歴証明書等）
申込先 （郵送宛先）	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市文化市民局地域自治推進室 地域づくり推進担当
受付時間	平日 午前9時から午後5時まで （※土、日、祝日は受け付けていません。）
募集期間	令和6年12月6日（金）～令和6年12月27日（金）（消印有効）

- * 応募書類記載の個人情報は、任用者選考の目的以外に使用することはありません。
- * 提出された書類は返却いたしません。

5 選考方法、日時等

書類審査、小論文及び口述試験により、下図の流れで選考を行います。



- * 小論文及び個別面接の日程、実施会場等については、一次選考後、合格者にのみお伝えします。

6 任用予定通知等

一次選考及び最終選考の結果は、その都度、対象者全員に郵送により通知します。（電話での可否の問合せには応じられませんので、御了承ください。）

なお、任用予定通知後に応募資格を欠いていることが明らかになった場合は、任用を取り消します。

7 任用予定日

令和7年4月1日付けで任用します。

8 勤務条件等

所 属 及 び 勤 務 場 所	京都市文化市民局地域自治推進室（1名程度）または区役所・支所（13名程度）に所属し職員とともに事業を推進するほか、課題解決のため地域に出向くことが多くあります。
身 分	京都市会計年度任用職員 （地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職・非常勤地方公務員）
任 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （任用期間内の勤務実績が良好であれば、翌年度以降任用期間を更新します。 ただし、更新は年度単位として、最長で令和12年3月31日までとします。）
報 酬 及 び 費 用 弁 償	基礎報酬（月額） 340,560円（令和6年度実績） 臨時報酬（ボーナス） 年間4.50箇月分（令和6年度実績） （額・月数については変動することがあります。） 通勤費用 本市が定める基準により弁償します。
社 会 保 険	京都市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。
勤 務 時 間 等	1日7時間45分、1週間31時間勤務（※週の所定勤務日数 4日） 勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までもしくは午前8時30分から午後5時15分までを基本としますが、住民主体のまちづくりを支援する都合上、10区分の勤務時間帯から状況に応じて所属長が勤務時間を指定するシフト制を採用しています。また、夜間に勤務を要する場合や、土・日曜日及び祝日が勤務日となる場合もあります。
休 日 等	4週を通じて8日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に相当する日数（土曜に当たる日数を除く。）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日） その他勤務を要しない日が4週を通じて4日

＊ その他、「京都市会計年度任用職員の給与、勤務時間等に関する要綱」に基づきます。

＊ 「まちづくりアドバイザー」の名称については、変更となる場合があります。



この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」とし
て古紙回収等
へ！

